

平成29年2月定例会 総務委員会（付託）

平成29年2月27日（月）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

南委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（14時57分）

直ちに、議事に入ります。

これより、経営戦略部・監察局関係の審査を行います。

経営戦略部・監察局関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から、追加提出議案及び追加提出予定議案について説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【追加提出議案】（資料①②③④）

- 議案第52号 平成28年度徳島県一般会計補正予算（第5号）
- 議案第53号 平成28年度徳島県用度事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第65号 平成28年度徳島県証紙収入特別会計補正予算（第1号）
- 議案第66号 平成28年度徳島県公債管理特別会計補正予算（第1号）
- 議案第67号 平成28年度徳島県給与集中管理特別会計補正予算（第1号）
- 議案第72号 徳島県税条例等の一部改正について

【報告事項】

- 懲戒免職処分・取消請求控訴事件への対応について

大田経営戦略部長

2月県議会定例会に追加提出いたしました議案につきまして、御説明申し上げます。

まず、お手元に御配付の、平成29年2月徳島県議会定例会提出議案（追加）、1枚ものを御覧ください。

去る2月22日の一般質問日に提出いたしました議案につきましては、補正予算案20件と、条例案1件の合計21件となっております。そのうち、補正予算案の内訳は、一般会計が第52号の1件、特別会計が第53号から第67号までの15件、企業会計が第68号から第71号までの4件となっております。第72号の条例改正は、地方税法の一部が改正され、自動車に係る環境への負荷の程度に応じた自動車税の税率の特例措置が見直されることに伴い、所要の整備等を行うものであります。

次に、平成29年2月徳島県議会定例会提出予定議案（追加）、もう1枚の資料を御覧ください。

また、3月13日の閉会日におきまして、新未来「創造」とくしま行動計画の変更に係る第73号議案を、追加提出する予定としております。この案件は、行動計画の一部変更について、徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例の規定により、議決をお願いするもので、明日の政策創造部関係の当委員会におきまして、詳細に御説明いたしますので、十分御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

次に、補正予算案につきましては、お手元に別途お配りしております、平成28年度2月補正予算（案）の概要（追加分）を御覧ください。1ページの1に記載のとおり、今回の一般会計の補正予算額は、244億850万円の減額となっております。

2ページをお開きください。

歳入歳出予算の款別の内訳表でございます。まず、上段の（1）の歳入であります、主なものにつきまして御説明申し上げます。

01の県税につきましては、地方消費税や個人県民税の減などにより減額となっております。

05の地方交付税につきましては、国が決定した交付額に基づき増額となっております。

09の国庫支出金につきましては、現年発生災害復旧事業や災害関連事業の減などにより減額となっております。

15の県債につきましては、災害復旧事業債の減などにより、減額となっております。

次に、下段の（2）の歳出であります。02の総務費につきましては、財政健全化の推進を図るため、財政調整基金に積立てを行うとともに、今後の県勢発展の基盤となる施設整備等に備えるため、二十一世紀創造基金への積立てを行うことなどから増額となっております。

03の民生費につきましては、介護保険関係事業の確定などによる減額であります。

06の農林水産業費及び08の土木費につきましては、いずれも、災害関連事業費の確定などによる減額であります。

11の災害復旧費につきましては、現年発生災害復旧事業費の確定などによる減額であります。

3ページにつきましては、歳出予算の性質別の内訳を記載いたしております。

4ページをお開きいただきまして、特別会計についてであります、それぞれ事業費の確定等に伴う補正でございます。

追加提出議案及び追加提出予定案件の全体状況の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、経営戦略部・監察局・出納局関係で追加提出いたしました議案につきまして、お手元の総務委員会説明資料（その3）により、その概要を御説明申し上げます。

今回、提出いたしました議案は、補正予算案5件、条例案1件でございます。

説明資料の1ページをお開きください。

平成28年度徳島県一般会計補正予算案でございますが、補正額は7億9,203万9,000円の減額で、補正後の予算総額は1,268億3,381万6,000円となっております。この減額の主な要因は、地方消費税清算金及び地方消費税交付金の補正などでございます。

2ページをお開きください。

特別会計につきましては、事業費の確定等に伴う補正であり、補正額は14億4,035万4,000円の減額で、補正後の総額は1,496億7,811万4,000円となっております。

3ページを御覧ください。

各課別の主要事項につきまして、主なものを御説明いたします。各課の共通要素として、給与費の補正を計上しております。

まず、秘書課でございますが、行政広報に要する経費等の補正でございます。

4ページをお開きください。

総務課につきましては、私立学校の振興に要する経費等の補正でございます。

5ページを御覧ください。

人事課につきましては、人事管理及び行財政改革に要する経費等の補正でございます。

6ページをお開きください。

職員厚生課につきましては、退職手当に要する経費等の補正でございます。

7ページを御覧ください。

7ページから8ページまでは、財政課につきまして記載しておりますが、各種基金積立金の補正及び県債の元金償還に要する経費等の補正でございます。

9ページを御覧ください。

9ページから10ページまでは、管財課につきまして記載しておりますが、庁舎の維持管理に要する経費等の補正でございます。

11ページを御覧ください。

11ページから12ページまでは、税務課につきまして記載しておりますが、地方消費税収入における都道府県間の清算金の補正及び市町村に対する各種交付金等の補正でございます。

なお、13ページには県税等収入見込額を記載しており、当該県税の内訳につきましては、14ページに記載のとおりでございます。

15ページを御覧ください。

情報戦略課につきましては、県庁総合サービスネットワークの経費等の補正でございます。

16ページをお開きください。

総務事務管理課につきましては、総務事務の集約処理をするための経費の補正でございます。

17ページを御覧ください。

監察局監察課につきましては、監察事務執行に要する経費等の補正でございます。

18ページをお開きください。

監察局評価検査課につきましては、行政評価事務執行に要する経費等の補正でございます。

19ページを御覧ください。

19ページから20ページまで、出納局につきまして記載しておりますが、出納事務執行に要する経費等の補正でございます。

21ページを御覧ください。

議会事務局，人事委員会事務局，監査事務局につきましては、それぞれ運営に要する経費の補正でございます。

22ページをお開きください。

繰越明許費の追加といたしまして、管財課所管の本庁舎等管理費におきまして、計画に関する諸条件により、年度内完成が見込めなくなったことから、翌年度への繰越しをお願いするものでございます。今後、事業の早期完了に鋭意努めてまいり所存でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

23ページを御覧ください。

一般会計の補正予算に係る地方債の変更を、次の24ページでは、公債管理特別会計の補正予算に係る地方債の変更を、それぞれお願いするもので、内容につきましては記載のとおりでございます。

25ページを御覧ください。

2、その他の議案等といたしまして、条例案1件を記載しておりますが、内容につきましては、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

追加提出議案の御説明につきましては、以上でございます。

続きまして、経営戦略部から1点、御報告申し上げます。

資料はございませんが、元職員が提訴いたしました懲戒免職処分取消請求控訴事件への対応についてでございます。

平成24年7月に、職場内での秩序びん乱行為や暴行により、懲戒免職処分を行いました元職員が提訴した懲戒免職処分・取消請求控訴事件について、去る2月22日に高松高等裁判所で判決があり、県の主張が認められず敗訴したところであります。

今後の対応につきましては、判決文を精査の上、上告する方向で検討してまいりたいと考えております。

経営戦略部からは、以上でございます。

どうぞ御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

#### 南委員長

以上で、説明等は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

#### 中山委員

先ほど、公安委員会の中で、PFIについての論議がいろいろなされました。私も事前委員会におきまして、駐在所の集約化に伴うPFI事業について質問をいたしました。また、本会議では山田委員からもPFI事業に係る質問がなされたところであります。

PFI事業につきましては、皆さん御承知のとおり、民間の資金やノウハウを利用して、公共事業のコスト縮減や質の高いサービスの提供を行うというメリットがあります。しかしながら、地元企業が受注機会を失うおそれがあるという一面も持っております。

まずは、今後、県はPFIに対してどのように進めていくかということをお伺いしたいと思います。

#### 藤本公共施設最適化担当室長

県はPFIをどのように進めていこうとしているのかという御質問でございます。

厳しい財政状況の中、PFI手法は民間資金やノウハウを活用いたしまして、公共施設等の設計や建設、また、維持管理や運営といった業務、これらを一括して発注することによりまして、これまで県が実施してきました直営方式、これに比べまして、建設コストや維持管理、運営コストの削減が図れ、また、柔軟かつ質の高い公共サービスの提供も図れ

ます。それから、行政のかわりに民間が業務を行うこととなりますので、新たな事業機会の創出がなされます。こうしたことの効果が期待できる有効な手法と認識をしております。本県におきましては、徳島県公共施設等総合管理計画におきまして、PFIなどの手法、これの導入件数を今後10年間で3倍以上にするという目標を掲げております。この取組を進めているところでございます。

一方では、委員からの御指摘のように、PFI手法の推進に当たりましては、地域産業や地域経済の活性化への貢献や、県内企業の成長や発展、これらに資することも必要であると考えております。PFI手法による新たな事業機会、これらにしっかりつなげていくためには、県内企業の参画機会、これを確保していくことが求められております。

今後とも、PFI手法の実施に当たりましては、県内事情に精通した県内企業の参画に、より一層配慮いたしまして、地域の実情に即したPFI手法の活用を図ってまいりたいと考えております。

#### 中山委員

ただいま、お伺いした中で、10年間で3倍以上にしていくというふうな、ますます地元企業の活躍というか、仕事の創出の場が少なくなっていくのかなと危惧しております。

それに加えまして、国のほうからPFI手法を推進するために、PFI手法の導入を優先的に検討するための規程を策定するよう要請があったと聞きますが、その内容について説明をしていただきたいと思っております。

#### 藤本公共施設最適化担当室長

PFI手法の導入を、優先的に検討するための規程に関する内容についての御質問でございます。

効率的に公共施設等の整備を進めるために、国におきましてはPFI手法導入を優先的に検討するための指針が決定されました。この指針の主な内容につきましては、まず、優先的な検討を行う事業の対象といたしまして事業の規模を定めておりまして、建築物の建設や改修などを行う整備事業で、事業費の総額が10億円以上のものを対象にしております。それから、PFI手法を導入するかどうか、これを検討する評価方法としまして、事業を実施する部局が第一段階に行う検討といたしまして、まずは事業のコスト総額による評価、定量的な評価と、それからコスト総額以外の方法による評価、定性的な評価と、この二つによりまして、従来の直営方式とPFI手法を比較いたしまして、総合的に評価をして、有利な手法を採用するというような評価をいたします。そして、PFI等の手法を導入しないということの評価になったときには、その評価内容を公表すると、その理由を公表するということが指針の主な内容となっております。

国からの策定の要請があった対象といたしましては、人口20万以上の地方公共団体に対しまして、地域の実情を踏まえまして、PFI手法等の導入を優先的に検討するための規程を策定するよう、国から要請があったところでございます。

#### 中山委員

今、御説明いただいたように、国の要請どおりの優先的導入検討規程を策定してしまえ

ば、県内企業の参画がより一層難しくなると私は思います。藤本室長は、その件についてどう思われるか。また、その対策、地元企業に対する対策をちゃんととられているのかどうか。

先ほど、樫本委員の説明の中で、これから建設産業は景気が良くなるというふうな説明を、これは資材屋さんのレベルで言われておいて、材料が高くなってたくさんもうかるという話をされておりましたけども、やはりそうなったら、地元業者は、そういう高い、ガラスにしても鋼材にしても、仕入れないといけなくなるわけですね。そうなって来ますます、スケールメリットで一度に購入するような大手の会社になれないようになってしまう。競争ができなくなってしまうわけですね。そういったことも踏まえて、地元業者に対してどういうふうな対策をとられているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

#### 藤本公共施設最適化担当室長

国の要請どおり、この規程を策定すると、より一段と県内企業の参画が難しくなるのではないかと御質問でございます。

国の指針におきましては、先ほどもちょっと説明をさせていただいたんですが、今までの直営方式と、このPFI手法とを、コストによる比較、それからコスト以外の比較ということで、有利なほうを採用するというようにしておりますが、優先的に、この規程の中ではコスト総額以外の定性的な評価におきまして、地域のニーズに適応したものとなっているかという観点から、例えば住民サービスの向上でありますとか、民間によるノウハウの活用の可能性でありますとか、これらの評価を定性的な評価の基準に盛り込む必要があると考えております。このことに関して、今後慎重に検討していく必要があるとしております。なお、このような定性的な評価の項目においては、地域の実情に通じた県内企業にあっては、むしろ有利性が認められるのではないかと考えているところでございます。

また、PFI手法を採用して事業者の選定を行う際には、地域に精通した県内企業の参画機会、この確保が重要となると考えておきまして、この優先的規程のほか、この規程の運用のしるしなど、要綱とか要領とかにおいて定めていく必要があると考えておきまして、県内企業の参画が確保できるような評価基準等をしっかりと盛り込むなど、PFI手法を実施していく部局と連携して、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

#### 中山委員

やはり地元建設業というのは、皆さん御承知のとおり、徳島県の経済、また、防災・減災に対しましても大変重要な産業であります。是非とも、このPFI事業によって、地元企業、建設業の発展とか事業継続を止めないように、しっかりと考えていただきたいと強く要望して終わります。

#### 岡田委員

皆さん、先週の金曜日はプレミアムフライデーということで、土曜日、日曜日、今日の朝もですけど、どの番組を見ていても、プレミアムフライデーの、午後3時に帰らしようという話をどんどんされていたんですけども、実際、県庁での午後3時に帰ろう取組はどうなっていたんですか。

## 梅田経営戦略部次長

県庁におけるプレミアムフライデーの取組について御質問を頂いております。

本県におきましては、従来より週休日の前後の月曜日や金曜日というのを、ハッピーマンデー、ハッピーフライデーとして休暇取得する、三連休にするということで、年次休暇の積極的な取得を呼び掛けてきたところでございます。今回のプレミアムフライデーにつきましては、事前委員会において古川委員から御質問を頂きまして、その後、総務省のほうからもプレミアムフライデーに合わせた年次休暇の取得促進等についてという通知も出されたところがございます。現在、職員の出勤簿については総務事務システムで出勤簿を押すようになっております。その出勤簿が出る前のポップアップのところで、プレミアムフライデーの周知をするという取組を実際に実施いたしまして、23日、それから24日と、業務に支障なく趣旨に賛同できる職員については早期退庁、あるいは定時退庁に努めるように呼び掛けたところでございます。

## 岡田委員

実際、何で月末の金曜日なのかというのは、先ほどの委員会でも言っていましたけど、普通、月末というのは、商売人はそうでなくても忙しいし、年度末がきたらすごい大変な時期に、何で月末の金曜日という話なんですけど、逆に言うと、月の終わりだから、1か月の仕事の段取りをして、その月末の金曜日に時間をつくるということが可能という働き方も多分できるから、月末の金曜日なのかなとも思いました。いずれにしても、計画を立てながら仕事が処理できる部署においては、多分、金曜日に早く帰ることが可能だと思いますので、県庁の職場においては、多分、可能な部署と可能でない部署とがあって、その中であって、やはりできるところから率先して取り組んでいただきたいと思います。

できたら、皆さんが午後3時に帰れる月末があるというのを共有できるような意識を持っていただいて、働き方も考えていただく。そしてまた、県民の方へのサービスは滞らないように、交代でできるような体制をつくっていただきたいと思います。今回はそれが、今月が最初のプレミアムフライデーでしたので、3月、4月、5月と続いて行って、ゴールデンウィーク等々で、また、長い連休とかが続いていくとは思いますが、その中であって、ゆとりのある働き方、そして計画を持った仕事の処理の仕方というところが、多分一番のポイントになってこようかと思っておりますので、そのあたりを踏まえた上で、是非、取組を続けていただきたいと思います。

それで、もう一つ、プレミアムフライデーではないんですけど、9月から、県庁でテレワークというのも実証実験されていまして、数えてみたら、もう半年がたつんですね。折りに触れて、いつもテレワークの話をしているんですけど、今日、この総務委員会最後の質問ですので、今年の総括として、現状どうなので、それで来年度に向けてどういうふうな改善、若しくは取組を進められようとされているのか、お願いできますか。

## 勝川行政改革室長

ただいま、岡田委員からテレワークの取組について御質問を頂きました。今年度、9月から全職員を対象としまして、在宅勤務の実証実験というのを始めております。今の時点

で、年度末までに大体40名程度の利用を見込んでおるとい状況でございます。来年度も引き続き、県としましては、県庁の働き方改革というのを進めていくために、県庁版サテライトオフィスであったり、在宅勤務の実証実験というのを引き続き積極的に進めていきたいと考えております。

#### 岡田委員

今、3,000人のうちの40人という話なので、この数字はどれぐらいまで増やせそうな感じなんですか。さっきも言ったけど、職場によっては無理ですよというのも当然あるし、向き不向きの職場というのものもあるし、仕事の内容というのものもあるので、ある程度、どこまで広げればいかなという目標はありますか。

#### 勝川行政改革室長

取組の目標について御質問を頂きました。具体的に何名という取組について、昨年度30名ということで、今年度はできたら50名ぐらいいきたいということで目標を立てていたのですが、まだ、あと残り1か月ございますので、最後、できるだけ多くの人に、実証実験に参加していただけるように引き続きやっていきたいと思っております。来年度につきましては、今年と同じように強化月間みたいなのを設定しながら、更に右肩上がりが増えていくように取り組んでいきたいと思っております。

#### 岡田委員

今、本当にテレワークというのが県庁の中でも広がりつつありますが、実際は徳島県内の民間企業において、そしてまた、大企業ではなく中小企業、零細企業においても、できるところの働き方改革というところを是非進めていただく上で、まずは県庁の皆さんがモデルとなってやってくださいという取組だったと思うんです。県内においては中小企業・零細企業が非常に多い中であって、また、サービス業であったり製造業が多い中であって、現場にいないと仕事ができないという職業の方がたくさんいらっしゃるんですけども、その中であっても、できる部署、また、できる内容を在宅でしましょよという切り換えを進める上でも、県庁の皆さんが是非体験してもらって、こういうところで、介護されながらでも仕事ができますよとかというところの、そういうアドバイスができるような経験を、是非、県庁の職員さんが先導していただきたいなと思います。今、在宅勤務の実証実験利用者について、30人が40人になったというお話だったので、これが、3,000人のうち1割、300人の人は全員経験して、どういう所でも大丈夫だし、どういう環境におかれても仕事ができますよという取組を、是非、働き方改革推進県として続けていただきたいと思っておりますので、お願いします。

来年度の予算もいろいろ出ていましたけど、かなり、新しいオフィスの改革から始まって、いろんなことをされるようになってきていると思うんですけども、今後の展望として、先ほどおっしゃっていましたが、増やしていけそうなんですか。

#### 勝川行政改革室長

来年度の展望ということで御質問を頂きました。来年度につきましても、こうした働き

方改革を積極的に進めていくということで、テレワーク導入の課題となっておりました職員の意識改革、それからペーパーレス化といった取組を進めていくために、県庁のオフィス、足元のオフィス改革をやっていこうということで考えております。

具体的に申し上げますと、まずは行政改革室と情報戦略課におきまして、先行的にフリーアドレス制といったものを導入してまいりたいと考えております。これは執務室にWi-Fi環境を整備いたしまして、室内のどこからでも、無線により全庁LANとかインターネットにアクセスできる環境をつくっていきたいと思っております。これによりまして、職員が職場で個人の座席を固定せずに、いわゆる席は自由ということで、あいている席やスペースを自由に使って仕事をする、正に場所にとらわれない働き方、こういうのも挑戦していきたいと思っております。このフリーアドレスの導入によりまして、特定した席がなくなるということで、デスクの上とか、自分の手元に書類を残すことができにくくなるということで、自然とペーパーレス化が進んでいく、こういった効果を期待しておりますのでございます。

また、もう1点、ペーパーレス化、岡田委員が9月にもおっしゃいましたように、会議とか協議もペーパーレスでどんどんやっていきたいということで、執務室内の会議スペースにモニターなんかを常設して、パソコンをつなげばすぐに画面に資料を映し出して協議ができる、そういった環境もつくっていきたいと考えております。来年度はこうしたハード面と、それと仕事のやり方、意識改革というソフト面の両面から、職場環境とか仕事のやり方の改革に取り組んでいきたいと考えております。

#### 岡田委員

今話を聞いていますと、私たち会派で、フェイスブックさんとかマイクロソフトさんとか、先進IT企業さんの視察に行かせてもらって、本当に、ここはカフェかいなというような所で皆さん仕事をされていました。実際、さっきおっしゃっていたように、フリーアドレスなのでどこで仕事をしてもいいし、荷物を持って帰るといふか、何も残して帰らないという、ペーパーレス化というのも非常に進んでいらっしやったので、その中にあって、県の仕事がどこまでできるのかというのが非常に大きな課題だと思っております。というのは、紙に挟まれた机に座っている私としては、非常にペーパーレス化というのは課題だと思うし、以前にも言いましたけど、ペーパーレス化もできるものとできないものがありますので、できる場所からできることとというのが多分一番になっていくと思えますし、また、できることをどんどん広げていって、ペーパーレス化することの意義と、そしてその有利性と、それともう一つはどこでも仕事ができるということの理解を含めていくためにも、是非フリーアドレス制のWi-Fiの設置、はっきり言って、日本中のIT企業さんの最先端をいくようなオフィスが県庁にできるという、できたらまた視察に行きたいと思っておりますので、楽しみにしています。

#### 山田委員

私のほうからも、さっきの中山委員の質問にも関連するPFIについて、本会議でも質問をしました。実は今、総務省からの通知のことを言われましたけれども、本当にこの総務省からの通知というのはけしからん。実は過去、県青少年センター、農林水産総合支援

センター，県営住宅集約化PFIと，この三つが代表的なものなんですけれども，全部検証したら，ほとんどはやっぱり「vs東京」の東京ですね，本社のある所へお金を持っていくような仕組みになって，一部農協が入ったりとかいう部分はあるけれど，ほとんどそういう流れになっているんです。

今回，更にひどいのは，いわゆる小さな部分ですね。駐在所17か所，あるいは27戸の県営住宅，いわゆる小さいものもPFIでいこうという方向になっているということに，本当に強い，これ自身は危険性と怒りを覚えるんです。そこで聞きたいんですけれども，この財政構造改革基本方針，平成29年から平成31年，この中で県内経済への配慮というのがありますけれども，ちょっとその中身を教えてください。

#### 岡本財政課長

財政構造改革の中に，県内経済への配慮ということでございます。財政課のほうでは全庁的に取り組んでおります財政構造改革の取りまとめをしておるところでございます。様々な施策をするに当たって，県内経済をより活性化していこうということで，いろいろな取組を行ってございまして，そのことで，いろいろな施策を実現するに当たっても，様々な効果が生み出されるように，そういうことを意識しながら，知恵と工夫を凝らしながら事業に取り組んでいくということでございます。あと，いろいろ事業執行に当たっても，県内企業さんへの受注機会でありますとか，そういったところも配慮しながらやっていくというようなところで，財政構造改革の中にそういった項目を盛り込ませていただいております。

#### 山田委員

実はこう書いてるんです。中山間地域をはじめとする県内経済の格差に配慮するとともに，本県経済の活性化に向け，補助事業や県単事業において地元発注を確保する工夫を行い，加えて，国直轄事業についても地元発注の機会が増えるよう，国に対してこれまで以上に意見を述べるとともに，県内企業への優先発注に向けた更なる取組を推進すると。このことと，さっきからずっと議論されているPFIの手法が一体どうなのかということについては，これは今後，真剣に検討する必要があると思うんです。これは，防災上からしても，県内の中小の建設会社自身を育成するというふうにしないと，本当に長い目で見たら大変な事態になるよということについても指摘をした上で，真剣な検討を求めておきたいと思います。

次に，県職員の再就職問題についても聞いておきたいと思うんです。答弁を頂きました，この人財バンクですね，私は県庁版というか，県職員版ハローワークというふうに思うんですけれども，県庁の人事課内にまず置いていると。何人の職員で，どれぐらいの予算でこの仕事をやっているわけですか。

#### 梅田経営戦略部次長

人財バンクについて御質問を頂いております。

人財バンクにつきましては，人事課で運営に係る庶務を行っているということでございまして，職員の人事に関わることというところがありますので，人事担当のほうで所管し

ておりまして、職員は5名でやっております。

予算の御質問でございますけども、これについては、特に事業費とかというものではなくて、職員の紹介をするというだけでございますので、人件費だけでございます。

#### 山田委員

予算を特定することは難しいと。実は毎日新聞が、このあっせんについて、あっせん禁止を10府県でやっているよと。徳島県は入っていません。この前の部長答弁では「文部科学省のようなあっせんは」というふうな表現をされておりました。あっせん禁止をしておる10県は、当然、文部科学省とは直接関係ありません。そういう、禁止しているところは10府県あるという点と、それとさらに、今からちょうど、2010年11月の朝日新聞に、それだけではなくて、渡りも11県あるというふうに指摘をされて、渡りというのは何回も、もちろん人財バンクに登録する、1回紹介して、また、2回、3回というふうなことだと思っておりますけれども、徳島県において、この時点では渡り11県の中に徳島県は入っておりました。これは、その後改善もされたんですか。それとも、渡り自身が具体的にあるんだったら、具体的な回数等々も教えていただきたいと思っております。

#### 梅田経営戦略部次長

平成22年の朝日新聞の記事について御質問を頂いております。当時のアンケートにつきましては、団体等からの要請に基づき適任者を紹介するという点、今、人財バンクがやっている事業についても、当時、新聞社のほうで、広くあっせんというふうに整理されたところがございます。また、再就職に対しましても紹介するケースがあるということ、退職して、一旦就職されて、やめられて、もう1回、そのまま人財バンク登録のある人を紹介するケースもあるということ、アンケートに答えましたところ、「渡りまであっせん」と整理されて、その結果、本県が当該11県に含まれたという状況でございます。ですから、当時から渡りということがあったという状況はございません。

#### 山田委員

毎日新聞は、つい最近、あっせん禁止は10府県でやっていると、文部科学省と関係なしにね。しかし、その中に徳島県は入っていないということなので、これについては、あっせん禁止。部長の答弁は、文部科学省のようなあっせんについてはというふうな答弁でした。だから、全国的にもこのあっせん禁止の府県が増えてきていると、徳島県はその意思はあるのかという点ですね。

#### 梅田経営戦略部次長

あっせん禁止について、明文化ということであろうかと思っております。本会議の答弁でも申し上げましたとおり、国家公務員については、国家公務員法で再就職あっせんが禁止されておるところでございます。地方公務員については、地方公務員法に再就職あっせんを禁止するという規定はないということでございます。国家公務員の退職管理に関する規定の趣旨を踏まえまして、退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずるとされているところでございます。

本県におきましては、県職員の再就職について、透明性、公平性、公正性を確保して、県民の方から不信や疑惑を招かないように、とくしま“人財”バンクを設置し、運営しております。個別のあっせんは行っていない状況であります。

とくしま“人財”バンクの運用を前提とすることで、実際としてあっせんを行えなくなっているという意味では、禁止の明文化と同様の効果が生じていると考えているところでございます。こうしたことから、今後ともとくしま“人財”バンクを厳格に運用するとともに、国の状況を注視しまして、退職管理の適正確保の徹底について、要請があれば、遅れることなく必要な対応を検討していくということで、引き続き県職員の再就職について、透明性、公平性、公正性の確保に努めてまいりたいと考えております。

#### 山田委員

やっぱり県民の皆さんから見て、県職員版のハローワーク、これでいいのかという議論は当然起こってきますよ。今の状況の中でね。だから、そういう特別なことをしていいのかというのが質問の趣旨ですね。それはそれで、また引き続き聞くとして、最後の質問に移りたいと思います。

今日、徳島東署問題について、実は時間があつたら、かなりゆっくりと聞こうとしておったんですけども、管財課のほうにお伺いするんですけど、以前、国有財産の四国地方審議会の中で、処分を検討する段階で県と徳島市の意見交換をという話が入ってありました。前の委員会の段階では、課長答弁は、今のところ話はないということでしたけれども、この経過と、それと裁判所余剰地の面積、聾学校敷地の面積、等価交換という報道もありますから、そういうあたりはどうなっているのかということと、これは公安委員会でも聞いたんですけども、森友学園問題が起こってきたということで見たら、やはりここについても、きちっと透明性を確保するとともに、やはり県民の声を聞くことが必要ではないかと、これだけの大きな県有地の処分につながるわけですから、もちろん裁判所跡地も含めてね。そういう点について、管財課としてどのようにお考えかということについて、端的にお答えください。

#### 藤本公共施設最適化担当室長

聾学校の処分について、県民の意見をよく聞いてという御質問かと思えます。

旧の聾学校跡地は、国の裁判所跡地と交換した後は、国と県の土地が隣り合わせになるということになります。また、四国財務局の国有財産四国地方審議会において、審議委員から、隣り合わせる旧聾学校跡地について、今後、一体活用など、有効活用を考えていくことが大切であるとの意見も頂いているところでございます。

一方、四国財務局では、徳島県内の国公有地の最適利用に向け、関係機関、国、県、徳島市において構成する検討会議の設置を計画しております。旧聾学校跡地の利活用についても、こうした場を活用して、関係機関とも議論を深めていきたいと考えております。また、このほか、公有財産の適正な取得とか管理をはじめまして、管理については未利用財産の有効活用などについて審議・検討を行う公有財産最適化推進会議、これは庁内の組織でございますが、これをはじめ、外部有識者で構成される公有財産リフレッシュ会議の場を活用しながら、将来の活用の在り方について、多角的に検討してまいりたいと考えてお

ります。

#### 篠原管財課長

今、山田委員から御質問を頂きましたが、四国財務局が設置をしようとする検討会ですけれども、これにつきましては旧聾学校跡地の周辺の土地、市財産の土地ですね、これのみに関わらず、県内の国公有地について最適化を図っていこうということで、県、それから市町村、国、三者が連携をして意見交換の場を設けるということで、昨年もお答えをしたところでした。この会議の行方ですけれども、この2月に、国のほうに設置の時期を確認しましたが、これ、徳島財務事務所の所ですけど、現在は四国財務局とその時期設定を調整しておるといって頂いております。それが今の現状です。

それから面積の関係でございますが、裁判所跡地はおおよそ4,000平方メートル、これが交換対象の用地ということになります。一方、旧聾学校跡地ですけれども、現有の面積は約1万4,900平方メートルと。今後、裁判所の土地4,000平方メートルの評価額に相当する面積と、旧聾学校跡地の面積を算出をして、その部分と、裁判所跡地の4,000平方メートルとを交換すると、こういう計画といいますか、流れになります。

#### 山田委員

実はさっきの森友学園の関係が、今、話題になっています。基本的には、非常に透明性を持ってやらないと駄目だという話です。先にという声もありましたけれども、そこは問題になっておるわけです。本当に透明性を持たないといけない時期にきているというのが1点ですね。それと、いわゆる四国財務局の審議会ですね、現在、裁判所跡地は国の土地で余剰地になっています。これを、いわゆる財務省のほうで、裁判所のほうから引き取ってという交換状況になるんでしょうけれども、この四国地方審議会については、いつ頃開催をされようとしているのかという情報は把握されていますか。

#### 篠原管財課長

審議会のスケジュールということですが、国に確認をしております中で申し上げますと、現在の裁判所の用地ということで、所管が財務省に切り替わるといった経過を経た後に、国有財産、四国地方審議会が開催をされるということで、春以降ということで国からは伺っております。

それから、先ほどの土地の森友学園ですか、価格の不透明さうんぬんということが、今メディアで報道されておりますけれども、県におきましては、未利用地の処分ですが、この際にはきちっとした評価を取って、鑑定評価の際には、当然市場性であるとか、形、面積等々も含めて、更に土地の履歴も置いてありますので、そういったものを、鑑定評価をする者、専門家に提出をして、総合的にきちっとした評価を頂いた上で予定価格を定めていくというふうに、全庁的な手続で進めておりますので、森友学園のようなことが今直ちに想定されるとは考えておりません。

#### 高井委員

私もPFIについてでございます。中山委員の後を引き継ぐという形で、趣旨は基本的

に同じです。お話がございました、内閣府から出されております優先的検討、多様なP P P、P F I手法の、導入を優先的に検討するための指針についての要請文書の中で、人口20万人以上の地方公共団体等において、この指針を踏まえて、平成28年度末までに優先的検討事項規程を定めていただけますようお願いするという要請がきておりまして、先ほど来、話が出ているとおりで、地元企業を育てる観点からも、非常にいろいろな心配があるということは、この間いろいろ、特に公安委員会の際の質疑の中でいろいろな話が出ました。そして、改めてこの優先的検討規程の策定状況は、今どのようになっているのか、また、内閣府から指示が出ているように、平成28年度末までにとということになると、もうあと、残すところ少しでございますので、そのとおりに御予定なのか、そこをまずお聞かせください。

#### 藤本公共施設最適化担当室長

先ほども説明させていただきました、策定に向けてのこれまでの状況ということでございまして、本県におきましては、P F I手法の推進に関しては総合管理計画、これで目標も掲げて進めておるところでございます。

国において要請されておるこの規程でございますが、県としては、優先的に検討し、この規程を策定するほか、運用等の手続など、これを要綱とか要領などにおいて、県内企業の参画が確保できるような評価基準等をしっかりと盛り込む必要があると考えております。

それで、今後の策定の時期については、この検討状況、これの推移を見ながら慎重に進めてまいりたいと考えております。

#### 高井委員

時期の明言はなされませんでした。正に、規程に盛り込むことがきちんとできるのか、若しくは要綱という形で落とすときに盛り込むことができるのか、いろいろテクニカルなことはあるかもしれませんが、その事業のコストの総額だけによる評価ではなく、それ以外の評価による規定、評価をきちんとするというところを、ある種明言していただきましたので、その点をしっかりと盛り込んでいただきたいなと思います。

警察のほうの官舎の整理、阿南市と三好市の官舎整備のP F I事業では、10日ぐらい前に発表になったんですが、オール徳島の事業体が落札をしたということで、その背景には、事業の要求水準書というのを案の段階で公表して、かつ事業者といろいろ対話をしながら、しっかりとその要求に沿うように、特にその中で、ある種の地元に対する配慮もあったのではないかと推察をしているんですが、対話をしながら進めた中でオール徳島の企業がとったという、一つの大きな、初の事例ができましたので、そういう点もしっかり踏まえて、これからも取り組んでいただきたいなと思います。

ちょうど、内閣府から出ている資料の中にも、この検討規程を策定するために、やはり、地域における、このP F I事業に参画する関係者の方々の連携の強化や人材育成、官民対話を行う、この産官学で構成された地域プラットフォームというのをしっかりとつくって、地域の民間事業者による事業の案件形成能力を高めるということが中に入っております。正に、徳島県内に事業体がしっかりと入っていけるように、また、具体的な進め方の経験を持てるように、地域プラットフォームというのをしっかりと機能させてくださいという

ようなことが入っておりますので、こういう点も引っ張って、是非、徳島ならではの、徳島ファーストでいいんだろうと思います。その規程の中で、盛り込むのがなかなか難しければ、要綱や運用等で、しっかり徳島県内企業に配慮していくということを是非考えていただきたいと思います。

山田委員もおっしゃってましたけど、正にこの点は一致していると思います。県民のために税金を使ってする事業が、やっぱり県内企業を潤さないということではいけないので、県内経済への配慮ということも御答弁ございましたが、この点、しっかり取り組んでいくという形でお願いをしたいと思います。御答弁があればお願いします。

#### 篠原管財課長

ただいま委員のほうから、PFIを推進する中で、地元企業の参画等々、こういったものに十分留意をして、規程等、あるいはその運用をきっちり定めていくべきだというお話を頂きました。どうしても今回、内閣府の指針と申しますのは、あくまでもPFIを優先的に検討するための指針であり、あるいはそれに準拠した規定だということになってしまいます。今日、委員の皆様から数々、御意見を頂いたところですが、こうした一方では、何といたっても県内経済の底上げも必要ですし、あるいは活性化も必要であると。それから県内企業の、いわゆる成長発展に向けた参画の機会をいかに確保していくんだといったことがポイントになってこようかと思います。それで、こうした規程の今後の検討に当たりましては、並行してそうした地元企業の参画の在り方、すなわち手法、仕組みでありますとか、あるいはその環境づくり、こうした点について十分に検討をして、あくまでも慎重に、そうした部分は策定を進めていきたいと、規程とともに、その参画の在り方についてしっかり検討をしてつくっていきたいと考えておりますので、また今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 古川委員

私からも何点か御質問をさせていただきます。

まず、来年度予算においては、地方創生本格展開、これを加速していくんだという予算を打ち出されております。まず、経営戦略部として、この地方創生の本格展開の加速、これはどのように取り組んでいこうと考えておられますか。

#### 福田総務課長

経営戦略部といたしましては、人・モノ・金、それと情報。そういうものを取り扱っている部局でございます。そういうものをフルに活用して、県庁内各部局がやっております地方創生の取組、これをしっかりと下支えするとともに、経営戦略部においても、そういったいろいろなツールを使いながら、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

#### 古川委員

やっぱり人の部分をしっかりと見据えてやっていきたいなと思っているんです。とくしま回帰総合戦略、これの大きな目標として、2025年までに希望出生率1.8を目指すと聞いていますよね。この1.8というのはかなり高い目標だと思いますので、これをしっかりと

実現していくためには、やっぱり2人目、3人目の人も安心して産み育てられる環境づくりというのをしていけないといけない。これが最も大事だと思っています。

去年9月の一般質問でも言わせていただきましたけれども、1人目のときに、夫が家事・育児に参加するかしないかが、2人目、3人目が生まれるのに顕著に表れるらしいです。もし、休日、夫が家事・育児を全然しない場合、2人目、3人目が生まれたのはほんの1割なんです。2時間から4時間ぐらいしていたら56.4%ぐらいにはね上がっているわけです。もし、夫が休日に4時間以上手伝っていたら7割、8割なんですね。また、京都大学の柴田准教授が、子育て支援の効果、いわゆる出生率に現れる効果等を数値的に分析した結果を研究しているんです。OECD主要28か国で、1980年から2009年、大体30年の間で各地で分析して、各施策をした場合の効果を数値的に試算した。子育て支援の拡充、例えば、今は保育とか幼児教育、保育所とか幼稚園ですね。余り県民環境部では言えないんですけど、この施策というのは、分析した結果、出生率には0.015ポイントぐらいしか反映されないと。何が一番出生率に反映されるかといったら、やっぱり労働時間の短縮ということだそうです。

これ、週当たり2時間程度短縮して、これを、例えば今年から、2025年の8年間実施した場合の効果は、OECDの過去のデータから分析して0.19ポイント上がるという。今、徳島県では希望出生率1.55です。0.19ポイントも上がったら、大方目標を達成する。

ちなみに、2番目に高かったのは大学の学費の軽減。これをすると、さっき言うように8年間やっていると0.16ポイント、これが2番目に高いんです。ですから、今は給付型の奨学金みたいなものも、来年度やって、再来年度本格実施する。こういうのも合わせると、本当に、労働時間の短縮をすれば希望出生率1.8も夢じゃない、目標を実現できるわけですね。ですから、こういった部分をやっぱり、県内の事業所に先駆けて、モデルとなるように、県から、この県全体に広めていくような、そういうふうな取組を本当に真剣にやってほしいなと思っています。

でも、今、超過勤務の状況というのかなり厳しいですよ。年々厳しい。過去5年間で、1人当たりの超過勤務時間数も4時間増えている。超過勤務手当だったら5年間で5億円余り増えているという状況でしょ。こういうふうな状況で、やっぱり真剣に、この長時間労働の是正を考えていけないといけないと思うんですけど、これのネック、長時間労働の原因は何だと考えていますか。

#### 梅田経営戦略部次長

長時間労働の御質問でございます。やはり我々としましても、委員がおっしゃいますように、長時間労働の是正、それからワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組というのを日々進めているところでございます。その中で、やはりどうしても、近年求められております行政サービスの高度化・複雑化というものがございまして、その部分に対応していく必要があるというところが、一番の課題になっているのではないかなと。それから、業務改善というのも一方で進めているところございますけども、なかなかそれが業務の複雑化、業務の増加に追いついていけないということが大きな課題ではないのかなと考えております。

## 古川委員

業務が本当に多様化していっています。次々いろいろなことをしないといけないようになって、これはよく分かりますけども。国では36協定の上限を設けるとか、インターバルを設定するとか、こんな議論もされてますけども、県庁の仕事というのは単なる事務処理とか単純作業というのではないので、与えられた課題、高度化・多様化する課題には、何とか知恵を絞って、やっていかないといけないですよ。ですから、時間の量を制限するというよりは、時間の使い方をどうしていくかというのが大事だと思うんです。

私は業務の見える化をしていくこと、これが急所だと考えています。職員が毎日どんな業務に取り組んでいるのか。これ、課長、副課長は一人一人が、この時期だと大体こんなことをしてるだろうというのは分かっていると思うんですけど、全課員が何をしてるか分かってる人、手を挙げていただけますか。分かってないわけですよ、みんな。僕も昔は分かりませんでした。一生懸命仕事をしていて、早よ帰れとは言えないじゃないですか。マネジメントしなさいと、口では人事課は言いますが、じゃあ、どうやってマネジメントするんだと。このあたり、具体的に手法を示して、全庁的に進めないと、こんなの各課でやれるわけがないんです。だから、本当に今はメール1本で、国から、膨大な量の作業もきますし、毎日の業務で何をしているのかということをしつかりと見える化する。また、もう一つは、長期的に重要で急ぐものから手を付けていく、こういう優先化ですよ。ともすれば、やりやすいものからしてしまうというのもありますので、このあたりをしつかり、業務の見える化をしていかないと、マネジメントなんか絶対にできないと思います。ですからそのあたりをしつかりと取り組んでいただきたいなど。こういう見える化をすることによって、各自の仕事の傾向性も見えてくるわけですから、その見えてきたものを、業務改善の話し合いを、担当ごとで定期的に行う、毎月行うとか、こういうことをやって、しっかりとPDCAを回していくというような取組をやっていかないと、絶対に仕事なんて変わっていかないと。こういうことをやっていくと、余計に手間がかかって、残業が増えるかというふうに思うかもしれませんが、こういう具体的な手法を示して、庁内全体で進めていかないと、もう口だけです。このあたり、人事課としては、業務の見える化という部分はどういうふうに考えていますか。

## 梅田経営戦略部次長

業務の見える化について御質問を頂いております。まず、昨年9月に古川委員から、本会議において御提案いただきまして、我々としても若手職員から意見を聞こうということで、特定事業主行動計画推進委員会に参加している各部局の中堅・若手職員を中心とするメンバー、これは係長以下14名の職員なんですけども、そこで超過勤務の縮減、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて意見を頂くということで、民間事業者の方に入ってくださいまして、新たな働き方改革推進部会というのを、昨年12月15日に設置しまして、これまで2回、12月と1月に会議を開催しました。その際に、若手の職員のほうからも、働き方改革に対する意識啓発とか、業務の平準化、効率化、タイムマネジメント、縮減目標の設定などいろいろ意見が出されております。

その中で、我々としても取り組んでいけるものとして、まず、見える化の部分なんですけども、より詳細な超過勤務の実態把握や分析に基づく業務改善を着実に推進するために、

管理職員の退庁時刻，それから超過勤務の必要性を効率的に把握できるように，総務事務システムの改良を今やっております。まだ，できていないんですけれども，その取組をしております。

それともう1点，古川委員からもお話がありました，メール1本でいろいろ業務が進められる，大量のメールが来ているという状況もございますので，メール発注の見直しなどを含めて，業務依頼のルール化といったような業務改善についても取り組んでいけたらということで，現在作業を進めているところでございます。

#### 古川委員

また，業務の見える化と，定期的な業務改善の会議，こういうことで，見えてくるものがあると思いますので，まずはやはり構造的に長時間勤務となっているような部署がありますので，そういうところからモデル的にまず取り組んで，県庁に合うようなモデルをつくっていったらどうかなと思います。本当にプロジェクトを抱えているような課とか，法律改正があって，大規模な改正が迫られているような担当とか，また，あるいは人事課とか財政課みたいな，季節労働みたいな職場は，なかなかすぐには変えられない部分もあるかなとは思いますが，恒常的にずっと続いているようなところについて，まず優先的に，モデル的にやっていくというのを提案したいと思います。しっかりとそのあたり，今，中堅・若手メンバーに民間企業の方も加わって，参画する部会をつくって，スピード感を持って働き方改革を進めていく，これは去年の9月，知事にも明確に答弁していただいております。これをしっかりと，この中で，業務の見える化とか，業務改善をしていくような仕組みを確立していただきたいと思いますので，よろしく願いいたします。

もう1点は，去年の9月に脱炭素化の社会に向けての新たな条例が制定されました。県は国を大きく上回る，2030年度に，CO<sub>2</sub>みたいな温室効果ガス，26%と国は言ってますけど，上回る40%，これを削減する目標を掲げました。こういうこともやっぱり，県政の大きな課題というのは，県庁全体で取り組んでいかないと達成はできないと思っています。そういう意味で，経営戦略部では管財課で，県庁舎での省エネ等を進めてもらっていますけれども，それ以外で何か部として取り組んでいくことというのを考えていますか。

このあたりはやっぱり縦割りの行政というんですか，みんなほかの部に任しておいたらいいので，県政の重要な政策，このあたりを変えていかないと，やっぱり何年やっても変わっていかないと思うんです。ですから，ここがやっぱりネックだと思います。経営戦略部の中でお願いしたいのは，施設整備をする際の省エネ化とか再生エネルギーの利用，こういうのはやっぱり，施設は1回整備してしまうと，長期間使うので，影響もすごく大きいです。来年度予算にも警察，学校，県営住宅，こういうような整備予算が大きく盛り込まれていますので，やっぱりイニシャルコストだけじゃなくて，長期的な視線で，そういう対策をした場合，どちらが得なのかというのをしっかりと考えて，配慮した予算を付けてほしいと思います。このあたり，財政課，どうでしょうか。

#### 岡本財政課長

様々な県有施設において，省エネでありますとか再生エネルギーの利用，そういったと

ころも視点に含めてみてはどうかということで、御質問、御提言を頂いておるところでございます。現在、いろいろ整備を進めておりますが、高校施設などにおきましても、屋上に太陽光のパネルを設置したりでありますとか、そういったところも積極的に進めておるところでございます。個々、個別には具体的に設計の段階であったりというところでの議論になってまいるかと思えますけれども、そういった視点も入れながら、県有施設の施設整備、様々な検討をしていきたいと思っております。

#### 古川委員

繰り返しになりますけど、地方創生とか、脱炭素社会を実現していく、こういう大きな重要な県政の課題については、全庁的に、縦割りじゃなくて、特にこの経営戦略部というところが各部局の要となる部ですから、そこから、きちっと、このあたりの解消を発信していただきたいなと思えます。よろしくお願いします。

#### 喜多委員

ちょっとだけ質問をさせていただけたらと思えます。岡田委員からも話がありました。柔軟な働き方を可能にする県庁オフィス改革ということで、働き方改革、フリーアドレス制の導入とかペーパーレス化とかいう話がありましたけれども、具体的にどのように進めていくかについて、お尋ねをいたします。

#### 勝川行政改革室長

来年度、フリーアドレス化等、県庁のオフィス改革をどのように進めていくかとの御質問でございます。来年度、まずは行政改革室、それから情報戦略課におきましてフリーアドレス制というものを導入したいと考えております。Wi-Fi環境を室内に整備しまして、無線により全庁LANやインターネットにアクセスできるネットワーク環境を構築します。それで、フリーアドレスの導入により、特定された個人の席ではなくなりますので、そこでクリーンデスクも進んでいくということで、さらにその波及効果として、資料を机に残さないということでペーパーレス化といったものが進んでいると考えております。こうした、場所にとらわれない働き方であるフリーアドレスが、組織や職員に浸透することで、在宅勤務に対する意識の障壁も低くなり、円滑な導入が図られていくんじゃないかという効果も期待するところでございます。

さらに、県庁内外にこういった取組を波及させていくため、商工労働観光部とも連携しながら、こういった働き方のセミナーみたいなものもどんどん実施をして、外のほうにも情報を発信してまいりたいと考えております。

#### 喜多委員

県庁の事務をお手本にして、それから広げていくということで、なかなか、具体的には、例えば朝きたら、座る所がないとか、どこへ、どう仕事を進めていったらいいかというのは、具体的に、なかなか難しい面があるかと思います。どこでもいいけど、座ってよというようになるんですかね。

### 勝川行政改革室長

フリーアドレス制につきましては、ある一定のルールは必要かなと考えております。そのあたり、どこでもいいと言いながらも、例えば、我々が考えておりますのは、例えば、来週会議があるといった場合に、担当リーダーであるとか、所属長とか、その担当者の横に座ることで、協議、それから確認しながら資料なんかをつくると、そういったことで資料の出戻りもなくなり、業務の効率も図られるといったような効果も考えておりますので、フリーアドレス制につきましては、十分効果が発揮できるように、一定のルール付けみたいなものは検討していきたいと考えております。

### 喜多委員

準備に時間がかかると思いますし、ペーパーレス化にしても、即、来年度から始めるということにはならないんじゃないかと思えますけれども、具体的にはどのぐらいの期間が必要なんですかね。

### 勝川行政改革室長

実施までの期間について御質問を頂きました。予算を認めていただけましたら、来年度早々、例えばWi-Fiの整備であるとか、あと、パソコンも軽量型にしたいと思っております。あとは、デスクも速やかに調達手続に入りまして、6月中をめどにこういったオフィスが運用できるように取り組んでいきたいと考えております。

### 喜多委員

多分、どこかへ行ったときに、机の上に何もないと、そこに10人くらいが座っていて、それは、何かしらの部署ぐらいで分かれておって、もう、ペーパーレス化とフリーアドレスが進んでいるんですよという話があって、そんな時代が来るのかなと思ったときがあったんですけども。室長が、その範を示して二つの室・課で進めるということで、是非、これから、そういう新しい働き方を積極的に進めてほしいなど。そして多分、やったその課がうまくいけば広がる可能性もあるんじゃないかなと思います。効果を検証して、進められたら進めてほしいなということを思っております。

もう一つが県庁コールセンターですけども、私も時々、電話番号が分からないときに、621の2500番に掛けたら、さっと分かるということで、すごい便利なことができたなと思います。あれが始まって六、七年ぐらいになるんじゃないかと思えます。その利用状況が、どんな状況になっておるのか、お尋ねをいたします。

### 林県民ふれあい室長

県庁コールセンターの利用状況ということでございますが、県庁コールセンターにつきましては、県民からのお問合せを一元的にお受けするとともに、県民の声をしっかりと把握して、施策への反映につなげるものとして、平成21年11月から運用を開始しております。総合案内窓口としまして、県庁、南部県民局、西部県民局の三つの電話番号を設けておまして、県民からの電話によるお問合せを一元的にお受けするとともに、以前からの電話交換業務というのも行っております。お問合せへの対応として、あらかじめ作成しており

まず質疑応答データ等を活用しまして、その場でお答えをさせていただいております。また、専門的な内容とか判断を必要とするものなどについては、コールセンターで対応が困難ということで、その場合につきましては担当部署にピンポイントで転送させていただくというワンストップの効率的な対応によって、たらいまわしを防ぎ、県民サービスの向上につなげております。

運用の実績といたしましては、今年度は1月末現在で9,204件。1日平均としまして、約50件の御利用を頂いております。内容としましては、お問合せや相談など、電話交換以外のものが9,204件のうち、約半数ございまして、そのうち61%がコールセンターで対応を完了しております。

#### 喜多委員

案外多いということにびっくりしたんですけれども、もうちょっと少ないのかと思ったら、私にしても、どこの課か分からないというのがたくさんあるんですね。そんなときに2500番にかけたら即分かるということで、本当に便利なワンストップというか、コールセンターができたなと思っております。続けて行ってほしいし、県民の要望に応じて行ってほしいなという一つでございまして。

それと、来年度から始まる予定で、県民サロン、新しく、今は改装中でありましてけれども、今の県庁の場所がずっと広がって、新しく県民サロンということができるといふことですのでけれども、その状況について、目的等も含めてお尋ねをいたします。

#### 林県民ふれあい室長

御質問の県民サロンの施設概要ということになりますけれども、御承知のとおり、県庁1階の県民サービスセンターにつきましては、日頃から県民の皆様には県政に対する御相談とか、県政情報の入手ですとか、また、待ち合わせとか、小さいお子様連れの方には授乳場所として御利用いただいていたところです。

これまで多くの県民の皆様には御利用いただいていたんですけれども、現庁舎完成から30年を経過しまして、また、地方創生の機運を踏まえまして、県民が集い、県民とともに一歩先の未来を創造する場づくりをコンセプトに、県民サロンとしてリニューアルするということで、現在、西側工事が一部完了しまして、4月上旬のオープンに向けまして、引き続き東側工事を行っておるところです。施設の概要ということですが、壁面や棚など、施設全体に県産材を多く使用しまして、また、照明をLED照明に、窓側の柱には阿波和紙を貼りまして、徳島らしい空間としております。現在、工事を行っております東側部分には展示スペースを設けまして、県の施策ですとか、また、県民作品の展示等も行うこととしております。

また、障がいをお持ちの方や小さなお子さん、外国人の方にも御利用いただけるように、車いすの方が御利用しやすい広いスペースを確保いたしまして、窓口となるカウンターは、座ってゆっくり御相談いただけるローカウンターの仕様としております。また、お子様連れの方が安心して御利用いただけるよう、キッズスペースや授乳室も御用意しております。

また、正面玄関入り口の看板には外国語も併記することとしておるところでございまして。オープン後につきましては、この県民サロンを活用しまして、展示スペースにおいて、

ワークショップ等，他部局と連携した県民参画事業の実施ですとか，また，県民ホールに設置します4Kモニターの連携による効果的な情報発信ということを行っていく予定としております。今後，多くの皆様に御利用いただきまして，県政への理解を深めていただくとともに，広聴事業の活性化が図られるよう取り組んでまいりたいと考えておるところです。

#### 喜多委員

私も時々，県民サロンというか，あの部屋に行くんですけど，いつも何人かが必ずおるということで，それが一層きやすくなるということで，県庁へ行ったことがないという人がたくさんおるんですけども，そんな中で，できたらPRを大きくしていただいて，県庁へきてくださいよということも，そして意見も積極的に言ってくださいよということで，今もお話がありました広聴事業の充実ということですけども，具体的にはどのように広聴するのかだけお尋ねして終わります。

#### 林県民ふれあい室長

どのようにこの県民サロンを活用しまして，広聴を実施していくのかということになりますけれども，広聴事業としましては，ふれあい室においていろいろな事業を行っておりますが，この県民サロンといたしましては，まずは多くの方にきていただきたいということで，これまでの県民サービスセンターにおいては，少し正面玄関から奥まった場所に入り口がありまして，県民の方から，ちょっと入り口が分かりにくいとか，気軽に入れないという御意見もございました。県民サロンにおいては，正面玄関から最も近い部分に透明の自動ドアを設けておりまして，また，工事後には入り口が全部で3か所となる予定となっております。また，外国語表記もしました。見やすく大きな看板を設置いたしまして，目に付く，誰もが気軽に入れる仕様としております。多くの方に御利用いただきたいと考えております。また，県民からの御意見や御相談を受ける広聴窓口と，情報公開，個人情報窓口の窓口を，今回集約するという事になっており，また，相談をお受けするカウンターには車椅子での御利用にも配慮したローカウンターを採用しておりまして，利便性をより高くし，県民目線での充実したサービスを提供していきたいと考えております。さらに，この県民サロンを活用しまして，ワークショップ等，他部局と連携した県民参画事業の実施ですとか，県民ホールに設置する4Kモニターの連携による効果的な情報発信を行うことによりまして，県民の県政への関心が高まることで，広聴事業の活性化を図りまして，県民の意見・提言を県政への反映につなげられるよう取り組んでまいりたいと考えております。

#### 南委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは，これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました経営戦略部・監察局関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

御異議なしと認めます。

よって、経営戦略部・監察局関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### 【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第2号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第40号、議案第49号、議案第52号、議案第53号、議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第72号

次に、請願の審査を行います。

お手元に御配付の請願一覧表を御覧ください。

それでは、請願第12号「業者婦人の働きを認めない差別的税制，所得税法第56条の廃止について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

大田経営戦略部長

請願第12号「業者婦人の働きを認めない差別的税制，所得税法第56条の廃止について」に関しまして、御説明させていただきます。

国税である所得税法第56条は、事業者が生計を一にする配偶者やその他の親族に支払った給与は必要経費に算入しないと規定されております。

この規定があるために、家族従事者は自家労賃，つまり配偶者等の働き分でございますが、社会的に認められず、社会的・経済的にも自立できない状況となっていることから、業者婦人などの家族従事者が一人の人間として人権が尊重され法の下に平等であるために、所得税法第56条の廃止を求める意見書を国に提出願いたいというものであります。

一方で、所得税法56条には特例が存在し、青色申告事業者について、同じように親族に給与を支払った場合は、その全額を必要経費に算入する、また、白色事業者についても、配偶者であれば86万円、それ以外の専従者であれば50万円の事業専従者控除が認められているところであります。

なお、所得税法第56条の規定につきましては、昨年12月に決定された、平成29年度税制改正大綱におきましては、規定の見直しについては触れられておらず、引き続き財務省において検討がなされている状況でございます。

以上でございます。

よろしく願い申し上げます。

南委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

（「採択」と言う者あり）

（「継続」と言う者あり）

それでは、意見が分かれておりますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって本件は、継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第14号の1、「ひとりひとりを大切に作るゆきとどいた教育について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

大田経営戦略部長

請願第14号の1「ひとりひとりを大切に作るゆきとどいた教育について」に関しまして、説明させていただきます。

私立高校の授業料減免制度につきましては、県の負担による独自の授業料軽減制度の適用により、年収がおおむね350万円未満の世帯にあつては、国の就学支援金交付金に上乗せする形で、授業料軽減事業補助金により授業料を実質無償としております。

また、年収がおおむね590万円未満程度の世帯にあつては、授業料の半額を助成しております。

以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

南委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

（「採択」と言う者あり）

樫本委員

先ほど、経営戦略部長から報告がありましたように、年収が350万円未満の世帯については授業料を実質無償化、こういうことになっております。また、年収が590万円未満の世帯については授業料を半額助成となっております。非常に他県より先行して、いい制度になっております。私立高校の授業料減免制度の適用を拡大する必要はないと思います。

したがって、不採択です。

南委員長

それでは、意見が分かれておりますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は不採択とすべきものと決定することに、賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの（起立採決）

請願第12号

不採択とすべきもの（起立採決）

請願第14号の1

以上で、請願の審査を終わります。

これをもって、経営戦略部・監察局関係の審査を終わります。

それでは、本年度最終の委員会でございますので、委員を代表いたしまして一言御挨拶を申し上げます。

経営戦略部・監察局関係の審査に当たりましては、大田経営戦略部長をはじめ、理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審査に御協力を頂き、深く感謝の意を表する次第でございます。

審査の過程において表明されました委員の意見並びに要望を十分尊重され、今後の諸施策に反映されますよう、強く要望してやまない次第でございます。

時節柄、皆様方には、ますます御自愛いただきまして、それぞれの場で、今後とも県勢発展のため御活躍いただきますことを祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

大田経営戦略部長

一言、御挨拶申し上げます。

南委員長、原井副委員長をはじめ、委員の皆様方には、この一年間、経営戦略部・監察局・出納局関係の様々な案件につきまして、終始、熱心に御審議を頂き、幅広い視点から、適切な御意見、御指導を賜り、厚くお礼を申し上げます。

皆様方から頂戴いたしました貴重な御意見、御指導につきましては、私ども職員一同、今後の県勢発展に十分に生かしてまいりたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、今後、ますますの御活躍をお祈り申し上げますとともに、我々職員に対しまして、今後、より一層の御指導、ごべんたつを賜りますよう、お願い申し上げます。お礼の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

南委員長

これをもって、本日の総務委員会を閉会いたします。（16時34分）